

Title	大原幽学の教導仕法について：その婦女子養育を中心に
Sub Title	Yugaku Ohara's theory of girls' education
Author	戸沢, 行夫(Tozawa, Yukio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1977
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.48, No.2 (1977. 6) ,p.21(133)- 56(168)
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19770600-0021

大原幽学の教導仕法について

——その婦女子養育を中心に——

戸 沢 行 夫

はじめに

幕末期の荒廃した関東農村を再興した農業指導者として、二宮尊徳と並び称されてきた大原幽学の旧宅は、今も千葉県香取郡千瀉町長部に残る。高い墨壁に包囲され、木目模様を端麗にあしらった天井や床の間など、書院造りを思わせる居室は、中世武士の風格さえ感じさせる。

幽学が農民教導の根拠地とした長部村を初めて訪れたのは、天保六年八月のことである。しかし、幽学はすでに天保三、五年の二度にわたって、この房総各地を遊歴している。この頃の幽学は、性学を講じながら、同時に易学や相学の伝授も行なっていた。⁽¹⁾

一時、房総の地を離れた幽学を再び迎え、永住を請ふて性学門人九二名が連署した『連中誓約之事』(大原幽学全集所収)は、天保七年十月に結ばれている。この連中誓約は、幽学がこの地で実現した種々の教導仕法の主軸となる先祖株結成の組織的な基礎となった。連署した九二名の門人の中には、殿部田村の南陽道人、足洗組の千本松陸奥守、松沢村組の宇井出羽守、菅谷又左エ門、遠藤本蔵、小見川連の高木彦兵エ、長沼組の本多元俊、檜垣祥蔵、飯倉村椎名璇蔵の名が見出せる。彼らはいずれも村内の指導的立場にある名主、神官、医師であることに注目したい。又、松沢村組には、平田国

学の高弟として、その開板活動に深く関わった官負定雄の父佐五兵エの名も見られる⁽²⁾。

この誓約で門人たちが互いに誠め合った条項には、博奕、不義密通、賭諸勝負、職行二重、女郎買、強慾、謀計、大酒、訴訟発頭、誓或は手躍、浄瑠璃、長唄、三味線之類ひ、人の心の浮かるゝ所作などがあげられている。特に、職行二重、謀計、訴訟発頭に関する自己規制の見られる点、幕末期の農村支配への配慮が読みとれよう。又、幽学の厳しい教えに、門人同志「其の身分相応に其の家相続の為、致助力は相互ひの事に候」として、その結束と誓約に強い連帯の意志を見せる。そしてこの誓約は幽学への祝儀として、積金する旨も忘れていない。

この村落指導者たちによる連中誓約に対して、深く心を動かされた幽学は、天保八年春「奥書」(全集所収)を以て応えた。そこで彼は農村復興、家相続の容易ならぬことを説き「唯々分限相応の心焉にあらしむる事こそ大事なるべし」ことを強調した。門人たちの懇願を受け入れた幽学は、こゝに教導仕法の支柱となる先祖株結成を實際に監督指導することになる。

先祖株の結成は、先ず性学修業の親村となる長部村の天保九年九月に始まる。次で、十月には諸徳寺村、十一月には幡ヶ谷村と荒海村にも結成された。先祖株の結成とその経緯の詳細については、一応、先学の諸研究に譲りたい⁽³⁾。こゝでは先祖株の経済的な成果を別表として掲げるに止める。そして小論に見ようとする女子供養育もまたこの先祖株を補填する教導仕法に他ならない。

先祖株は基本的に祖先の恩徳を報謝して、祖先の霊を慰藉することを理念とした。しかし現実には、潰れ家、滅亡の続出により、多くの手余地を抱える農村の復興を目ざす具体的な経済施策でもある。幽学はそれを村ぐるみ、家ぐるみの中で実現しようとした。そこに恩徳報謝の理念は、現実的な経済倫理として、先祖株と容易に結合しえたのである。

幽学の女子供養育は、先祖株を無視しては有りえない。しかも幽学は先祖株を通じて、それを担う農民たちの生活の全

般に渡っても具体的な指導を徹底した。その実施には先の連中誓約した中に見られる村落の指導者たちが介在していたことを見逃してはならない。幽学の教導仕法は、農業技術の伝授ばかりでなく、農民の日常生活の細部にまでわたっている。そして、それらの教導が生活に関して具体性に富んだものであればある程、小前農民へは容易に浸透し憎い。そこに村役人層を初め、在地の村落指導者たちの存在の意味があるろう。

長部村の先祖株は、天保十一年二月、当時の名主遠藤伊兵エを筆頭に、「先祖株纏人」と称する十一名連署で、領主清水家役所へ先祖株の公認を申請する「願書」(全集所収「長部村道友先祖願書」)を提出している。願書はたんに先祖株の許可申請を願うだけでなく、それが不穏な徒党集団でない旨を証左する意味もあった。しかし、そこで最も意図されたのは、先祖株の組織拡大とその強化に他ならない。領主の公認する組織となるのは、その点大きな意味をもつ。事実、長部村の先祖株は、同年八月十七日に領主の公認する組織となり、別表にもうかがい知れるように、村全体を組織する形で拡大再発足することになる。領主への願書は、当時の長部村の村況を伝えながら、村落の代表者としての名主伊兵エの苦慮を次のように語っている。⁽⁴⁾

私村方、明和年中比は、家数四拾軒程も相暮しおり候由、其頃より不埒の者など出来、親を始め親類厳しく異見差加え、その上村役人よりも五人組帳前書の趣も申諭し候ても、取用いなく、金銀を遣捨て、家株の倍々にも借財致し、抛ろなく配当分散、或は出奔欠落いたすなどこれあり、その跡は潰家に相成り、当時家名相立候者、家数廿四五軒に相成り、実以て心細く奉存候

名主伊兵エをして「心細く奉存候」と嘆息させる長部村の村柄は、この当時、度重なる飢饉による家数の減少で一層疲弊衰退の様相にあった。即ち、それは生産人口そのものの減少であり、生産手段である耕作地の放置に結びつくものである。そして、この願書にも見られる様に村落の指導者たちにとって、五人組帳前書の諸条項は、たとえ形骸化したもので

あろうと、なお遵守すべき村落の規範であった。そのことは幽学自身も強く意識したことである。

長部村において、五人組の存在は今のところ確認できない。しかし、領主への願書や上申書の中には、五人組帳前書を強く意識した発言が所々に見出せる。一般に、前書の主たる目的は、種々の法令の普及徹底にある。その条項の多くは、田畑永代売買禁止、分地制限など、貢租に関する規定が中心であった。農民からの年貢を経済基盤とする限り、領主の支配統治は、先ず貢租に関するものであり、付随的に農民の生活全般にわたった。五人組は支配の側による半強制的な組織でもあるが、先祖株の結成はあくまで農民の自主的な編成よりなる。しかし、そこには多くの共通項も見出せよう。それは村内和合、節儉勤勉の奨励、風俗紊乱の抑制など農民の道德倫理に訴えるものである。こゝでとり上げる子供養育などの仕法も、この様な脈絡のうちに据えられるべきであろう。

そして、そこには幽学の村内招請から、種々の仕法の実現に至るまで、村役人層たちに代表される村落指導者たちの危機意識とその援助協力があったことを見逃せない。彼らの支援と理解があつてこそ、幽学の種々の仕法は大きな成果を挙げえたといえよう。

註

(1) 『旭市史』第二巻及び川名登「大原幽学門人層の社会的性格について」(日本歴史・一九七六年四月号)

(2) 宮負定雄の平田国学入門は、文政九年三月である。その後文政十二年頃まで開板活動へ積極的に参加している。

(3) 越川春樹『大原幽学研究』・中井信彦『大原幽学』その他参照。

(4) 寛延三年の「村明細帳」(遠藤家所蔵)によれば、当時の家数は三十軒、人別一六六人(男八五、女八一)そして村高二

四八石二斗八升六合は幽学時代までは増減を見ない。たゞ「田方立毛内見帳」(遠藤家所蔵)によれば地味は極めて悪く、多くは下田及び付荒となっており、飢饉のひどい天保七年の付荒は七町二反三畝二一歩に達している。

(5) 幽学関係の資料は、長部の記念館に多数保存されている。そのうち主たるものはすでに田尻稻次郎編『幽学全書』(以下、全書とする)及び千葉県教育会編『大原幽学全集』(全集とする)として刊行されている。

先祖株に代表される幽学の教導仕法は、荒廢に瀕した農村の潰れ家を再興することを根本とした。生産基盤の恢復を計ることこそ彼の仕法の根本であり、招請した名主たちの希望するところでもあった。それは農業生産の基本単位となる個々の家及びその連合体である村を復興するための経済的行為といえる。

幽学が何時ごろから婦女子養育に殊更に力を入れはじめたかは不明である。しかし、村内の潰れ家再興を当面の目標とする先祖株の仕法と無関係ではない。

長部村の先祖株は、高木政右エ門を世話人にして、いわゆる先祖株纏人十一名を以て発足している。『為取替置一札之事』（全集所収）によれば、先祖株と称する地株金五両を積み置き、それが一軒分百両以上に達し、若し組合員の中に滅亡する者が出た場合、組合員一統が相談の上、その半株を以て、その家名を相続させる。そして、そのために割戻した先祖株は、その子孫によって積立させることを義務づけた。それ故に、子孫による積立は、そのまゝ先祖株の組織維持につながる。すなわち、先祖株の結成は、村内の潰れ家の経済的復興を主眼としながら、同時にその組織を永世相続させることも考慮しておく必要があった。幽学が子孫永続の觀念を強調するのも、先祖株の存続維持に関わるゆえである。その意味から、婦女子養育の仕法も、先祖株を支えるものとして、その発足と同時に並行的に実行に移されたと思われる。又、この積金には、幽学の教えに共鳴した十日市場村の富農林伊兵衛から多大な協力のあったことが特筆される。

天保十一年、先の領主への願書提出を機に先祖株は個々の家ぐるみから、村ぐるみの活動としての展開を見せる。願書提出は、長部村以外の村にも見られ、この頃から先祖株の結成は、性学門人に限らず、村全体を巻き込む形で実現されてくる。長部村では、先祖株が領主の公認を得た後、別表のごとく、天保十二年に十四名の新規加入者があった。その内十

年次	加入戸数	出資金	共有田地積	地株代金	徳米代金	質地受戻金	その他出支	差引収支
		両	町反畝歩	両歩朱	両歩朱	両歩朱	両歩朱	両歩朱
天保 9	11	55	0.7.3	55	0	0	0	0
10	11	55	0.7.3	55	約2.3.0	0	2.3.0	0
11	11	55	0.7.3	55	約3.0.0	0	3.0.0	0
12	25	125	2.0.8.13	125	7.2.2	7.2.2	0	0
13	25	125	2.1.8.10	132.2.2	6.2.0	52.2.0	5.2.0	-51.2.0
14	25	125	1.7.1.07	139.0.2	7.1.0	0	9.0.0	-1.3.0
弘化 元	25	125	1.7.1.07	147.2.2	9.2.0	0	9.1.2	-0.0.2
2	26	130	1.8.2.22	165.0.2	5.0.0	21.0.0	8.1.2	-24.1.2
3	28	140	2.0.4.20	186.2	12.1.2	22.1.0	2.0.0	-11.3.2
4	28	140	2.4.5.17	202.3	12.1.0	0	12.0.0	0.1.0
嘉永 元	28	140	2.4.5.17	202.3	11.3.0	12.0.0	0	-0.1.0
2	28	140	2.5.2.18	207.3	7.3.0	0	1.0.0	6.3.0
3	28	140	2.5.2.18	208.3	26.2.0	14.0.0	0	12.2.0
4	28	140	2.7.5.25	220.3	16.3.0	27.0.0	0	-10.1.0
5	28	140	3.0.0.25	249.3	21.2.2	0	0	21.2.2
合計					150.2.2	156.1.2	53.0.0	-58.3.0

長部村先祖株収支表（「先祖株惣締高取調帳」より）

一名は幽学の性学門人となるが、他の三人は、まだ一般の村民のまゝである点が注目される。別表からも明らかのように、この時機から先祖株の利益金は確実なものとなっていく。この利益金である地株徳米代金は、領主への願書提出の費用の他、他村へ質入れた田畑の受戻しに当てられた。又、新規加入者のうちには八名の潰れ家再興（三名は幽学門人にあらず）が含まれており、それらもやはり徳米代金を以て取立られている。

領主の公認を機に、長部村の先祖株は、組織的にも拡大し、経済的にも成果を見せはじめた。荒廢に瀕した田畑の地味も追々立直り農作物の増産ばかりでなく、農民生活上の風俗紊乱も徐々に改まり、村柄は恢復してきたという。こうして先祖株は経済的ばかりでなく、農民の生活諸相で着実に実効を上げてきている。

婦女子養育の仕法も、この様な先祖株の発展経過に沿って、実行に移されていく。個々の家ぐるみから、村ぐるみへと活動の幅を広げることで、先祖株はより多くの成果を上げた。そして個々の家を組織した村ぐるみの先祖株は、それ自体いわばひとつの家族的な存在といえよう。そこでの婦女子養育も、必然的に村ぐるみの形態をとることになる。後述する換子養育にまで発展する仕法は、まさにその好例となろう。幽学が婦女子養育を如何に重視したか、先祖株との関連において推理できる。しかし実際の婦女子養育は、やはり幽学の思想的な実践でもある性学修業の形で農民の日常的な生活の中で実施されていた。

即ち、嘉永元年二月の『議定仕候以来の始末書』（全集所収）は、長部村名主伊兵エと同見習良左エ門父子の連署になるもので、先祖株の結成から、以後九年間の活動と成果を領主に報告したものである。それに依れば、先祖株に対して、領主公認の「御判」が下置された後、毎月十七日、入門時に誓紙を提出した道友たちは名主伊兵エ宅において、この「御判」を参詣礼拝することになったという。「御判」に対して、道友たちは「誠に一同難有事と奉存候。依之愈々志相改り」（先掲始末書）としている。組合員の結束強化、風俗醇良に「御判」の威光が何程か効果をもったといえよう。そして幽学が種々の仕法を実際に授けたのもこの性学会合のことと思われる。

幽学は教導仕法を実行するのに、門人たちの自由な討論を尊重した。それ故に、種々の会合を設け、性学修業の場とするとともに、農業技術や生活上の教えを伝授する機会を積極的につくっている。後に、遠藤良左エ門がとり纏めた『義論集』（全集所収）は、本来「行状突合義論集」と称し、天保五年から同十四年に至る十年間の幽学と門人たちの自由な討論（突合）を記録したものである。道義を論ずるという意味での義論は、幽学の実践的な仕法の真髓であり、幽学自身その教導筋を次のように述べている。

門人同志議定して、是迄己れが不肖を恥ぢらひかくし置候事坏、無腹藏心底打明けてらし合せて、相互に其善と不善

とを知り、人の事にて己れを顧み候得ば、常に自分の事は悪きも善き様に思ひ暮せし事杯相知れ、其心の穢れを洗ひ洗ふ事、其性質によって、或は三四年、或は七八年も磨きて、本心の正しきに至らしむるの教へに御座候（全集所収「教導筋申上候」）

性学の門人となった道友たちは、腹藏なく真摯に自由な討論を行い、いわば相互批判に基づく、相互検証、相互研讃を積んでいく。その討論の相互性は、村ぐるみの教導仕法の実現に大いに実効を上げた。幽学の授ける仕法は、道友たちとの自由な討論を経ることで、徐々に農民にとって卑近なものとなっていく。

弘化二年から、嘉永二年までの五年間にもたれた道友たちの会合を記したものに『月々会合日記』（記念館蔵）が伝わっている。この日記によれば、毎月十七日の会合は、村内の「男たちの会」として、道友たちの中心となる集会である。この日の設定は、領主からの「御判」が下置されたのを記念するものと思われる。毎月十七日の定例会も、弘化四年四月及び翌年五月においては「田植ニ掛り道友斗リ」或は「田植中ニ付神文之人達耳集ル」と付記されている。このことから多少とも先祖株の中核となる道友同志の結束と、領主の「御判」への拝礼は堅く遵守されていたようである。

男たちの会合の翌日十八日には、いわば婦人会にあたる女たちの集会「女共の会」が開かれていた。性学門人として誓約する神文の提出者が、すべて男たちに限られていることから、こゝに参集した女たちは、彼らの女房たちと思われる。

この他の会合として、大前夜、中前夜、小前夜、そして大中小前夜或は惣前夜と呼称されるものがあった。「前夜」とは、事を決定する前後の相談という意味があり、主として農事作業の段取りや技術に関する相談がなされたという。この『日記』から知る限りでは、大前夜は毎月十日、中前夜は月末晦日、小前夜は月中頃、惣前夜は不定期の開会と見られる。これらの会合での詳細を伝える資料は他に見出せないが、これだけからも幽学がいかに門人たちとの討論を重視したか推察できよう。

遠藤家に伝わる天保十二年の『仕事割控』は、当家の耕作規模と労働力が記され、さらに作業別にした年間労働量の見積りも記されている。年間の農事予定表の形をとるこの控には、月々四つの○印と、二つの△印が見出され、さらに末尾に「○性学、四拾八日」とある。即ち、○印は月四回の性学修業日であることを示す。△印については、明らかでないが何かの会合を示すものであろう。

行状突合せと称する自由な意見交換と討論は、道友たちの結びつきを親密にし、彼らを一家の如く和睦させた。幽学もこれらの会合を通じて適切な示唆を与え、彼らとの信頼関係を密にすることが出来たという。行状突合せは、まさに幽学と道友たちが相互に切磋琢磨するのに効果的な場となっていた。討論の席上に掲げられた『行状突合会席議定』（記念館所蔵）では、討論に参集する道友たちの会席心得を示している。

会席中、酒の酔人無用の事

竝に、むだ口、幕引かず、差出口、穴さがし、道友の外他人のうはさ無用の事。時に一人発言すれば、一統静り、よくよく味ひ、善悪を分け知り、いよく其の身くの悪しきを革むるの学び專一に候

会合に参集する道友は、自由な討論に参加することで、己れの身を改めるよう学ぶことを促されている。突合では時々あらかじめ討論の課題が提出されていることもあり、それを「入札」（意見投票）という形で筆答させることもあった。幽学は自由な討論を通して、道友たちに自らの行状を点検させ、それを腹蔵なく語り合える場を設定することによって、道友同志の精神的な鍛練と切磋琢磨の手段としたのである。幽学の仕法は、一方的な講談、講釈に止まることなく、農民の自主性を啓発する形で実現されていた。

幽学の教導仕法は、このように道友たちとの意見交換を重ねていく中で、彼ら農民たちに深く浸透していった。道友たちの行状突合せの中に、幽学は個々の道友の分相応、器量相応の教導を施していく。「唯々分限相応の心焉にあらしむる

事こそ大事なるべし」(「奥書」)とする幽学の教えは、彼自身、道友たちとの討論と、彼らへの適切な示唆の上でも徹底されてきた。

先祖株の実績を報告する始末書は、領主の公認を得たことで、さらに成果のあったことを伝えている。又、地株金五兩の積立、子孫永続のため取替わした誓約の遵守はもちろんのこと、禁酒、諸振舞の禁止、祝儀以外での髪結禁止、婚礼の簡素化等々、日常生活上での節儉勤勉をも厳守したと報告している。そして、始末書は「村方道友に於て、身持悪しき者一人も無御座候。於是隣村にも一箇村も不和の村無御座候」とまで述べて、先祖株の効果大であったことを特筆している。又、その具体的な成果を次のように記している。

一、女子、小児に至る迄、朝七つより六つの間に起き日々出精候。附ては子供に至る迄、相互に仕業致手配田畑山悉く修理仕り、前年よりは格別の相違に御座候

一、食事の儀は米、麦、粟と致し、当分魚類の儀は鰯の外一切不_レ申候

この他に後述する換子養育の成果を報告しているが、幽学の分相応に基づく教導は、婦女子養育の中でも生かされている。先祖株が村全体で支持されることにより、村は家々の連合体であるばかりでなく、いわば性学一家としての結合を強くした。道友たちは、すべて一統の如く、生活上の紊乱、奢侈を誠め合う。それは農民の年間の生活慣行の細部にまでわたった。

例えば、長部村の道友一同が連印し、議定した天保十二年四月の『郷例控』(遠藤家蔵)は、年間に守るべき村内の儀礼について述べたものである。これに依れば、正月二日の「神事之儀」と同十五日の「び志やの節」には、神酒を供にする旨が記され、他に豆腐、大根、ネギなどの菜物が出される。幽学は自らも禁酒を誓い、農民の模範となった。食事は一汁一菜を原則とし、極めて質素な食生活を送っていた。又、村内には庚申、日待、子安講、伊勢講などの慣行もあったらし

く、そこでの共食も一汁一菜、手作り有合わせの品を食し、その時は神酒を供することはない。

先述したように、幽学の教導仕法の実際は、先祖株を軸に、道友たちとの行状突合を通じてであった。日待や講集団が村内でどれだけ実施されていたかは別にして、幽学は旧来からの慣行である日待や講集団を否定していない。たゞ金銭の貸借を主とする頼母子講だけは否定している。そして、旧来からの慣行を尊重しながら、それを性学に基づく仕法に組入れていくのが、幽学の実地的な指導であった。日待や子安講の集会在、己れの修身齊家を談ずることもなく、たゞ飲酒飲食を専らにし、体験談が風俗壊乱を起す手柄話になつてはならない。又、女たち五人、三人と集まり、夫の陰言や父母の厳格を他人に訴え、嘆息する井戸端会議の弊風と化しては何の意味もないとする。幽学は次のような意味での集会を奨励したという。

男子に於ても女子に於ても集會するは和熟となる為めなれば今よりは集會する度毎に道か又忠臣孝子の事蹟とか或は又自己の農作物に関する実験談杯と語り従來の弊を改むべし然らざれば集會する事を廢すべきなり(全書「道徳百話」)

幽学自身の仕法がそうであるように、集會では孝道が語られ、主として忠臣孝子の物語が話題となった。又、農業技術の改善は、体験を通じて具体的に語られねばならない。それは一家和睦することであり、家ぐるみ、村ぐるみの農業生産を実現することであった。幽学はその仕法の実施にさいし、つねに当事者である農民の積極的な参加を取り入れている。そこに農民相互間の生活上の自己規制を自発的なものとして啓発したのである。それは道友たちばかりでなく、子孫永続を担う子供たちの場合も同様であった。つねに共同を前提とする教導は、先祖株を中心とする農業生産の確保へ向けられる。しかもその共同は、経済行為そのものに限ることなく、農民たちの生活行為の全般にわたった。特に、女子供養育の重要性は、次代の生産集団となる家の担い手を確保するという意味で、最も考慮されるべきものといえる。

<2>

先祖株九年間の実績を報告する始末書は、さらに換子養育の成果について触れている。婦女子養育に熱心な幽学は、換子養育を以てその徹底化をはかった。それは先祖株とくもに、幽学の教導仕法の中でも、画期的なものである。先祖株による経済施策ばかりでなく、それに付随する生活上の仕法として、幽学は婦女子養育に力を傾注し、換子養育や子供大会まで実行した。それは先述のように単に潰れ家再興ばかりでなく、その存続維持のための子孫永続を意図してのことである。これらの実践的な仕法は、先祖株を支える道徳的側面として注目し値する。

幽学の説いた性理学が孝道思想を根幹とする限り、その婦女子養育もまた一家和睦のためであり、家の長たる主人に從属するものとなる。たとえ一家のもの全員が、道理に適わないにしても、一家の主人だけは、道に努め先祖や父母のために苦行難儀を厭わないことが望まれた。幽学は人の楽しみ、悦びは一家和睦に過るものなしとして、主人の一家の中で果す役割の重要性を説いている。分相應、器量相應に庶人を導き、育むことを本旨とする幽学の教導は、必然的に家内におけるそれ々の役割を尊重する。それが先祖や父母の恩を崇敬する主人の下で果された時、一家の和睦もまた成立するという。

幽学の仕法に関する膨大な資料の中に、多数の『心得』と称する文書類が見出される。後にそれらは『心得草』(全集所収)として纏められた。「帯締る度毎に志を可定事」と唱われているこれらの心得は、道友たちの日常生活の全般にわたる規範といえよう。

紐解心得

元服了簡定

生涯心得の事

制禁

男女之心得

男之心得

女之心得

夫婦結び誓ひの事

夫より妻へ言渡す事

孕女心得方

子供仕込心得の掟

性学修業之心得

農家の心得

商始時定置べき心法の事

医師生涯心得の事

諸人普請中心得方

旅行要心記

これらの心得は、多く性理学の本旨と孝道思想に導かれるもので、それを簡略化、個条書にしたものである。いわば日常生活において守るべきたしなみの類と考えてよい。生活の細部にわたる諸々の心得は、一家の和睦にはじまり、村内安泰を希うもので、農民たちにも修身齐家、治国平天下を説くことでもある。幽学は心得を通じて、性理学の本旨を解り易

く翻訳し孝道思想を具体的に説き聞かせた。それは分相應、器量相應に従って、さらに男女の区別、老若の区別などをも踏えて、生活上の役割を明確にしようとする。妻が夫に随うのも、一家和合のためとされ、そのために先ず夫婦和合が求められた。

即ち、「世に妻をめとるも、夫につかふるも、私の事にあらず」(夫婦結ぶ誓ひの事)として、結婚は先祖や父母のためそして又、子孫永続のためである。そこではつねに支配である「公」に結びつくものとしての「家」が念頭におかれて考えられている。夫は妻に対して「道友の家も、我が家も、一つに心得るべき事」(夫より妻へ言渡す事)を説き、先祖株を結ぶ道友たちの結束と村内安泰を強調した。「男女の心得」の中から、幽学が如何に家ぐるみの孝道を説いているか、その箇条を次に記してみよう。

一、当家の儀、先祖より今日に至る迄、君恩を受候事故、相続方大切に心得べき事

一、国家の為め患難厭ふ間敷事

一、御祖父母、御両親へ孝養尽すべき事

一、兄弟、姉妹へ実意致す事

一、先祖、御両親の御徳義を厚く心得、親類、縁類者籠略なく実情を尽す事

一、召使ひ雇人の男女ども恵み、一家和睦心掛の事

一、愛国の御為め、忠孝の為め、何時命を捨る場合有候共、楽みに心得べき事

こゝでは先祖への徳恩をはじめ、祖父母、両親への忠孝を唱え、兄弟姉妹、親類縁者への実意を尽すべくを説いている。さらに召使や雇人をも含めて一家和睦を説くところには、生産集団としての「家」とその相続が意図されているといえよう。それらは当時一般に見られた儒教的な孝道思想と何らかわるところがない。

幽学は女たちに「親へ孝の為、子孫永続の爲めには、命を惜む可らず」（夫より妻へ言渡す事）と、家内和合のために少なからず隷属と忍従を強いる。他方、『孕女心得方』などでは、懐妊中の女への細かい心配りを見せる。それは今日からして決して科学的とは言えないが、産前産後の食事、赤子の食事から育児に至るまで詳細である。毎月十八日を婦人会の形で、女たちの集会日に当てているように、家内和合、子孫永続のために果す女たちの役割は、それなりに評価されていた。女たちへの教導は、子孫永続のための子供養育の前提をなす。子供養育に熱心な幽学は、親たちに「子に溺るゝ事無用」（夫より妻へ言渡す事）と諭し、かなり徹底した子供教育を実行した。

幽学の主著『微味幽玄考』は、天保九年、先祖株結成の頃に起稿されており、その一編と考えられる「子育編」は、彼が如何に子孫養育に熱意を以ていたかを示す。⁽¹⁾「子育編」では、先ず母親の胎内にいる時から始まり、出産後の養育の仕方が一才から細かく指示され、女子は十三才まで、男子は十五才まで記されている。こゝでも分相応の考え方は徹底しており武士以上と庶人とを区別して扱っている点、なお封建的な身分制の枠をこえていない。

幽学が子供養育の対象とするのは「男は十五才、女は十三才と成る迄に、何に付ても一人前に成る志を可定置事」（帯締る度毎に志を可定事）との心得があることから、男は元服式を迎える十五才、女は十三才までとされた。この点は、おそらく当時の一般的な基準といえよう。

子孫永続の担い手となる子供たちの養育は、つねに分相応、器量相応に従って規則を定めておく必要がある。そのために眼前の事柄に気をとられ、気を揃むことなく、子供を養育することを説く。道友たち各人の分相応、器量相応に即した幽学の教示は、農民たちを心情的にも融和に導いた。幽学は自らの教導筋を次のように語っており、それは子供養育において最も顕著であった。

私教へ方の儀、其人々に応じて教へ候故、言葉同じからず候へ共、意味に於て、是に差ふ事一切無之、此外世に有り

ふれ候教草、物語等を以て相諭す儀に御座候（全集所収「教導節申上候」）

現在も長部の八石性理教会に伝わっている多数の錦絵や教本の類は、幽学の教導仕法がいかに創意工夫に溢れていたかを想像させる。子供たちへも錦絵や教草を用いて、英雄物語や昔話を聞かせて養育の手段とした。しかし、幽霊や化物など子供に畏怖心を起させるような話題は禁止している。子供たちを善導する中で、幽学は巧みに忠君孝子を教え、彼ら相應の実践行為を説いた。子供であろうと、気儘勝手や贅沢は厳しく禁じられ、道友たちに他家の子へも自分の子と同様に躰けるよう指示している。『聞書集』（全集所収）の中には、次のような記事が見られる。

子を育てるに、食ひたい、飲みたいと思ふ根性ばかりを育てゝは、人となりて宣しき了簡の出る者にあらず、これ第一、子孫を亡ぼす基なればおそれ改むべし。

子孫永続を根本とする子供への躰けは、先ず彼らの私欲を抑制することに始まる。道友たちの間では、他家の子も、自分の子も分け隔てなく扱ひ、注意も与えた。それは奉公人の子供たちにも同様に向けられた。「門人の子供、自ら孫の如く思はるゝ程に、心の通るやうになりたき事」（生涯心得の事）とする幽学は、つねに目標を三代先に定め、先祖株の永世相続を念頭において教導している。そして家ぐるみの教導は、村ぐるみの展開を見せることで、必然的に換子養育の仕法を取り入れるまでになり、その徹底化となっていく。

潰れ家再興が村全体からなる先祖株によって実現される時、その永続は先ず子孫永続に向けられた。先祖株の存続維持は、決して一代限りのものとしてはなしえない。又、それは個々の家によってのみ存続維持されるべきものでなく、家々の連合体としての村において、即ち、先祖株の道友たちによって、実行されなければならない。そこではつねに家産としての財の蓄積が配慮され、必然的に家相続、子孫永続は三代先までを目標圏内とすることになる。

この考え方に関連して、幽学はその教導の中で、家業二重なることを特に誠め、各々の家業をよく守ることを強調して

いる。それは決して農民の商業的行為そのものを廃除するものではない。⁽²⁾しかし、幽学の指導する農村において、農民の分相応の家業は、この当時、農業以外に有りえず、結果的に農民の商人化を廃することになった。家業二重を廃する幽学の教えの根本には「祖先伝来の財宝を失ふ」(全書「道德百話」)という認識が強く働いている。そして、個々の家は、先祖株の発展の中で、すでに村として連合の形をとっていたといえよう。

経済的恢復とともに、道友たちは日常生活のうえで互いに誠め合い、道德倫理、生活心情の共有をはかることを教えられた。そこに子孫永続と結びつく婦女子養育があり、換子養育まで徹底化する根拠も見出せよう。

潰れ家の再興を当初の目標とする限り、先祖株の施策は、先ず個々の家に向けられた。しかし、すでに自ら自力で再生産を不可能とする家は、それだけで自立復興しえない。家々の連合があつて初めて、彼らの家は他律的な関係をともなつて復興しえる。幽学はそれを孝道思想を以て教え、また事実、先祖株は理念的にも孝道思想と結びつき易い体質をもつていた。幽学の教えが農民たちの家ぐるみ、生活ぐるみの教導を特徴とするのもそこに理由がある。幽学を初め、道友である親たちは、先祖株を実行していく過程で、その三代先を担うであろう子供たちの労働力を種々の仕法を以て組織化することに努めた。それも又、家を中心とする労働力の編成の中で考慮されるべきものであり、同時に、理想的には道友たち村全体の共同意志で実現されるべきものであったといえよう。

註

(1) 主著『微味幽玄考』の成立については日本思想大系52『二宮尊徳・大原幽学』(岩波書店)を参照されたい。小論は同書を校訂する時の一連の調査及びその後の調査による。

(2) 寛政八年及び文政十年『農間商渡世調』(遠藤家所蔵)によ

れば、長部村には百姓政右工門の居酒屋渡世一軒が見出される。又、遠藤良左工門が幕府へ提出した『上申書』(全集所収)には「村方を見渡し候処百姓一方に無之余業木挽渡世の者計にて」と、出稼ぎのあったことを伝えている。

< 3 >

換子養育の実際については、先の始末書が次のように、その成果の概要を伝えている。

私村方右様の筋を以て熟和仕候ニ付、隣村道友は不及申、十二里遠方の道友よりも扶持持参にて、子供其通りに仕立呉れ候様、私村方道友中へ被相頼候人数、男子十五人、女子八人則ち引受致し世話罷在候。……依之五箇年以前より道友の者共子供に至る迄休日の外昼夜襦袢着通しにて丹精仕候。然処去る正月二十日に相成り、右預り候子供の内十五人、隣村の道友子供六人、都合二十一人にて、親先祖の為には命は惜む間敷と致議定候（全集所収「議定仕候以来の始末書」）

先祖株による農村の復興と、もに、身持悪しき者は心を改め、女子供も勤勉となり、生活上の風俗紊乱も改まった。簡素を旨とする生活指導は、村民間に浸透し、長部村では他村からも預り子の依頼を受けるまでになったという。

この始末書には、嘉永元年の記載があり、その五年前といえは天保末年にあたり、換子養育も、先祖株の実施と、もに、かなり早い時期から実行されていたものと思われる。換子養育は、子供の共有を前提とする。互いに他家の子供を預り合いながら、彼らに礼儀作法を正しく躾けることで、道友である親たちも、そして村全体も堅く結束することになる。そこでの教えも「親先祖の為には命は惜む間敷」とする孝道思想を基調とすることは言うまでもない。預り子の年令は、原則として凡そ七、八才から十五、六才の男児を対象とする。預り年限は、一年乃至二年間で、一人の子供は数軒の家を廻って養育を受けたようである。子供を他家へ預ける場合、親は飯米として扶持米を持参させ、その他日用雑貨を買求めるため、少額の金を持たせていた。貧者の子は富者の家へ、富者の子は貧者の家へ預けることを通例にしたという。

換子養育の仕法は、長部村はむろんのこと、隣村の村々を巻き込んで実行されたが、その諸費用についての詳細は不明

である。長部村と、もに、性学修業の親村となった諸徳寺村の名主管谷家には、幽学没前後の『子供掛り控』及び、嘉永五年十一月の『長沼組江遣と候子供扶持差引扣』と称する部分的な手控が伝えられている。これらはいずれも断片的なもので、換子養育の経済面を明らかにするには十分でない。

嘉永五年の手控は、長沼組へ引継ぐ子供たちの扶持金の残金を名面ごとに示す断片と思われる。又、幽学の死に前後する安政五年の記載がある『子供掛り控』には、啓三郎分の差引勘定が記入されている。それに依ると、啓三郎が主として日用雑貨の購入代金として持参した金額は「入式朱ト式百分六文預り」の記載から知れる。又、出金の項からその品目を見ると、主として筆、墨、習紙、下田げた、下帯など日用の雑貨品目にあてられている。その中には「二百文、義論集二巻壱冊」などの記入も見出せる。前年十二月からの出金は、安政五年九月をひと区切として勘定され、それまでの出金は式朱ト式貫百八十九文となっている。以後、出金については翌年七月まで続き、その間約一年半程である。

この様な形で、他家の子供を預り、自分の家族の一員として、分け隔てなく養育することは、当時に限らず一般に容易なことでない。そこには幽学の性理学に基づく教導仕法がいかに深くまた強く浸透していたかを想像させる。そして現実には先ず己れの家内和合なくして、他家の子を預り入るこれとは不可能であろう。又、逆に他家からの預り子をする事によって、自分の家内和合が促されることも当然ありえた。いずれも道友たちの家連合としての村全体の結合を強化する意味をもち、先祖株にも大きな効果を与えるものとなったといえる。

換子養育の仕法を道友たち村全体のものにするために、幽学は『子供仕込心得の掟』(全集所収)を明らかにしている。こゝで、換子養育の仕法を含む幽学の子供養育が、特に子供仕込と俗称されていたことに注目したい。ここでは単に子供たちに生活上の慣行を教え馴らすだけでなく、先祖株の良き後継者、担い手として、子供たちの成長を準備する、一仕込む一という意味合いを含んでいたのではなからうか。「右心得条々、日々思ひ出し、一統勤む可き事なり」とする子供仕込

の心得は、以下のように、二十条の掟から成り、やはり性学修業を踏えたものである。

一、家内中の者、預りし子かはゆく成り、人目をしのび、落涙する程の情なければならぬ事。

一、又段々月日重なるに随ひて、かはひがれば氣儘に成り、其氣儘されるのが、至極面白がる様でなければ、ならぬ事。

一、男十五才・女十三才迄には、何事に付ても、一人前にならなくては、生涯の恥なれば、能く心懸けさす可し。但し是は口で覚へるから、唯心の底にて包み置きて、行ひを以て教へ可き事。

一、凡て物事口で教れば、口で覚へるから、兎角行ひを以て教べし。家内中の者同志のはなし杯をきかせて置き、又一言、二言は言ふて教ゆるもよし。

一、食事に付ては、腹がけぢにならないよう心懸く可し。必ずしたものは無用なり。何事も十分に心懸くべし。又赤飯かもち杯の類ひは、家中別々にすれば甚だ悪し。尤も女房共食事のはたらきする共、人目をしのび、あんばい見る事も無用、必ず人の見る所であるがよし。

一、無_レ抛_レすくなき物杯は、家内中同じに配るべし。必々親・子供へ先きに出す可し。

一、平日男子供は、女子供のそば三尺隔ててすはる様にす可し。尤も年取りたる者、心懸け行ひ仕込べし。

一、先祖や親に孝の志起り候節は、家内中唯心中に、たのしくうかれる程うれしければよし。必々口にてほむ可からず。兎角子供心の先きををらぬようにす可し。唯志をたっぷりと育つるがよし。

一、子供、人の悪敷はなし杯する時は、家内中あいさつせず、知らぬ振して居るがよし。其の話を尤もに聞く時は、其子必ずあなほりにおち入る可し。

一、家の内に、金銭杯とり散して置く事は甚だ悪し。

一、諸作物杯に氣に入る子供には、其手当の助杯よし。

一、自分くは、常に襦袢着通し、子供のなんぎがるに、あんばい能く移す可し。

一、御客杯礼儀もさす可し。

一、人に呼ばれたるときは、必ず返事を能くさせる様にす可し。又人に何事か頼まるゝときは、しりを軽くして、子供に移す可し。子供のずるゝなるは、皆自分がずるゝなるが故なり。

一、家内中朝早く起き、夜は早く休む可し。必々毎夜く翌日の仕事割の相談をなし、子供をして常に是を見聞かしむ可き事。

一、教へる事にも、極めて念を入れて教ゆ可し、何事も一旦に教へたがるは不_レ宜。心懇けて居て追々にするがよし。

一、ひも解の言渡を忘れざる様、大切に心懸く可し。但ひも解の未だ無_レ之子供は、五才より是を仕込む可し。

一、無理に仕込みたがるは悪く。子供の気の進む時を待居てす可し。

一、御膳につく時のすはり様杯、能く教ゆ可し。

一、唯情の深き事が極上なり。

幽学は道友たちを教導するのに、つねに「情」を以て施したといわれ、それは子供たちにおいても同様である。高弟良左エ門は、そのような教導仕法の本旨を『義論集・序』の中で、次のように表現している。

大原うし、人を導くに初め一とせ二年の中は、必ず先づ情を施して其の情の能く通る時に至りて後ち理を学ばしたるなり。(全集所収「義論集・序」)

幽学は教導にあたって、先ず人の情に訴え、その後道理に導くという手順をとる。その道理を知れば「其の知れたる限りを行ひ勤むる事を専ら習はしむる」ことで、さらに「猶々理を深く広くさぐらしむ」とする。情を施すことに始まって次でその道理を授け、その理を知るために、さらに実践をくり返していく。幽学の教えは、これらを日常的な生活体験の

中で実現することで、実利的なものとなり、道友たちの道德倫理、即ち孝道の啓発にも大きく役立った。

子供仕込においても、「唯情の深き事が極上なり」（子供仕込心得の掟）とするところから、このような教導筋の基本は採用されている。そして預り子に対しても、実の子同様の愛情を以てすることが説かれた。また子供の氣儘に対しても、預り親の方が「氣儘される」のが楽しみになるまでにならねばならぬという。それ丈互に愛情に通じ、馴れ親しんだ親子関係を血縁をもたない親子の間にも理想としたのである。しかもそれは決して子供を溺愛することではない。「子に溺るゝ事無用」と教える幽学は『生涯心得之事』（全集所収）の中で、次のようにも述べている。

門人の子供、自ら孫の如く思はるゝ程に心の通るやうになりたき事、人を叱るにおいては、漸々情の通る事のならずんばあるべからず。附り、叱られたる人、いよく慕ひ来る程に愛のほしき事。同ふも義理としても、心を改めざれば、有るべからず杯と思込む程に、誠自らあり、或は行ひを導き、日々に道を得させる程になりたき事

たとえ叱ることがあっても、そこに愛情さえあれば、お互いに思慕の念をもち、心を改める。その教えは理念的であり、高尚でさえある。しかし同時に、幽学は「物事口で教れば、口で覚へるから、兎角行ひを以て教べし」（子供仕込心得の掟）として、親たちが自らの行為を以て、子供たちの手本となるように説く。実践的な行為を重視することで、幽学は子供たちばかりでなく、親たちへも経験的な知識とその体得を教える。子供たちを仕込ことで、親もまた己れの身を省することは幽学のもっとも教えるところである。そしてこの心得は「子供のずるゝなるは、皆自分がずるゝなるが故なり」と親たちをも厳しく誡めている。それは彼自身の長い孤独な遊歴からの体験に基づくものといえよう。自慢話しや手柄話しなど虚言を得意気に話したり、陰口や噂話しを厳しく廃するものも、幽学が何よりも実際の行為や体験を重視したからに他ならない。

しかし、「平日男子供は、女子供のそば三尺隔てゝずはる様にす可し」（子供仕込心得の掟）などの条項にも見られるよ

うに、子供仕込の教えにもなお封建的な訓誡を少なからず含んでいる。この掟にはその他、食事や礼儀作法など日常生活における細かな心得を記しているが、すべて家内一統、村内一統の和合のための手段と考えられた。

わが子を他家の子より可愛く思ふは「普通人の常なり」としながら、換子養育まで実行して、子供仕込の徹底化をはかる幽学はそのことを次のようにも述べたという。

他人の子と雖も其の子の親たる者は必ず可愛く思ふうのなり、即ち他人も我身も其の子を可愛く思ふは同じかるべしと其の心を思ひやるときは他人の子と雖も決して我子と別つべき所以なし人に忠恕の情厚きと薄きとは子を愛することに至りて明らかに之を見分ることを得るものなれば、我道友達は常に心ひて此の道を守り、他人の子と雖も是を愛すること必ず我子の如く………（全書所収「道德百話」）

先祖株の道友たちは、互に他家の子へも愛情を注ぐことによって、心情的にも結束を堅固なものとした。それは先祖株の存続維持に継がる子孫永続ばかりでなく、道友たちは一層強く和合し、一体となって村落生活における種々の共同意識を増進することにも継がった。

村内の個々の家は、安らぎの場としてのいわゆる家庭であり、そこでは心情的な結合関係をもつ血縁を基本とする。と同時に生産の単位集団として、他の家々と何らかの形で結びつく。特に、農業生産においては、山野や水の利用など地縁的な結合を不可欠とする。そして、種々の生産関係をとり結ぶことによって、家々の連合は、村として何らかの共同意識をもちえた。性学道友としての基本的な結合関係は、まさにその強化にあったといえる。それは明らかに潰れ家再興にはじまる農村の経済復興を目標とするものであった。そして幽学の性学は、道友たちの理解度は別にしても、個々の道友たちの家々を結ぶ結合原理ともいえるものである。

しかしそれ丈で、個々の家庭がもつ感情的融和まで共有することは困難であろう。その点、換子養育にまで徹底化する

幽学の子供仕込は、いわば村全体での共同養育を通じて、道友たちの感情的融和をも共有しようとするきわめて意欲的な試みであった。それは共同意識というより、むしろ互いに共同感情をも分かち持つところまで迫っているかに思われる。

根本において共同養育の形態をとる換子養育は、性学の本旨である分相応・器量相応に従って、子供たちの生れながらの性を最大限尊重しようとする。そこでは早くから同じ道友或は村民として、共同和合の精神をうえつける。また、同じ村落に居住する者として、農村生活に不可欠な知識や規律ばかりでなく、正しい礼儀作法や躰けを教えるのも子供仕込の重要な役割であった。

子供たちの社会化は、子供同志の結び付を強くし、広めるだけでなく、子供の養育を媒介にしての親たち⇨道友の社会化であり、先祖株における連帯の強化でもあった。幽学は先祖株の結成にともなって、道友たちに多くの新しい農業技術を伝えている。そこでは少なからず道友たちの共同労働を必要とした。それも又、先祖株の成果に結びつくものであるが道友たちの一致した子供仕込は、それを一層円滑なものにしたことは容易に推理できよう。

そこには、天保十二年二月、領主の「御判」の下に全村的規模で実現された耕地の交換分合など、耕地整理の断行があったことを見逃してはならない。先祖株の道友たちの間で実現された耕地の交換分合は、農業生産において最も基本をなす生産手段である土地を交換し合うことである。貨幣を媒介にしない交換である限り、そこに何らかの共同意識が相互に前提されていなければ、交換分合は実現できない。耕地の交換分合や整理は、先祖株の実施にともなう生産の合理化とその向上を目指す仕法に他ならない。しかし、後に関東取締も「田地の形を勝手に直すも御法度」と申し渡すように、封建社会における耕地の交換分合は、厳禁されていた。そしてそれを敢えて断行した幽学の先祖株にともなう一連の教導仕法は、道友たちの共同関係、共同意識を一層促したことは言うまでもない。

耕地の交換分合と整理は、道友たちの私的な所有意識よりも、むしろ先祖株の道友として、共同所有に基づく共同意識

をうえつけることに大きな効果を上げた。そして、ここでは共同耕作ばかりでなく、その他農村生活の全般にわたる種々の共同関係も結ばれた。そして、子供仕込もまたこれら農生産に基づく共同関係を背景にするものであったといえる。

〈4〉

幽学の教導による子供仕込は、以上からも明らかなように、経済仕法としてある先祖株を生活上の倫理道德の側面から補強しようとする仕法のひとつであった。それは家ぐるみから、村ぐるみへと発展する中で、村全体での換子養育の実現にまで至った。換子養育を中心にした子供仕込の詳細については、なお不明な点を多く残す。次に断片的ながらも、その成果を見ることによって、幽学の種々の教導仕法における子供仕込及び婦女子養育の意味について考察しておきたい。

子供仕込の成果については、弘化三年のものと思われる『長部村女子共規式調』（八石性理教会所蔵）『娘共改心控』（千葉県中央図書館所蔵）など女子養育に関する具体的な成果を伝えるものがある。その他に同種のものとして「子孫永続之事控』『改革扣』『為改革相互ニ入札』（菅谷家所蔵）などの名称をもつ控帳の類が残っている。それらの中から養育の具体的な成果を抜出して見よう。

津や——へんじを能して言事を聞

何に付ても耆人前の女に成り人の手本ニ成りて先祖の志をあらわし度日夜心懸ル

とよ——へんじを能していふ事をき、先祖や親達に心配かけづ早く女耆人ニ成り、孝行をつくす事を願ふ

とみ——言ことをきいて手習を能して先祖や父母の志をつぐ

あき——へんじを能する気儘を志ないで柿様の言ふ事ハ能聞能つとめる

きく——親にこわい仕事をさせないてくるふにならぬよう生涯守る事日々わすれず親の志をつぐ

り津、とみ、まき、たか——親のため命をしまずつとめ外の娘共をひきたて、先祖や親に心配かけぬよふ仕込
すい——言事を聞て親先祖の為に丹精をつくす

(以上「長部村女子共規式調」)

こゝに見られる女子は「老人前」の言葉などからも、おそらく十三才ぐらいまでの女兒と思われる。多くは長部村を中
心にした近隣村々に住む道友たちの子女であろう。これを見ると、普段の礼儀作法の中でも、幽学が如何に返事の有無を
厳しく躰けていたかが知られる。子供仕込心得の中でも「人に呼ばれたるときは、必ず返事を能くさせる様にす可し」と強
く教えている。それは道友たちとの自由な討論の中での相互性による対話法を採用する幽学の基本的な姿勢でもある。

この記録が誰れによるものか不明であるが、女兒への躰の厳しさは、村落生活において一人前の役割を果す女への成長
を希うものといえよう。そして、その基底では「親先祖の為に丹精をつくす」べく孝道を説いていることも言うまでもな
い。この様な躰けは、もちろん男児へも同様に実施され、効果を上げている。

うかれを改めみんなの言事を聞 佐十郎

気生を立親に安心かける 亀三郎

浮かれを改め親兄の為め朝起する 時三郎

うかれを改め元服迄ニ老人前ニ成る 孝三郎

ねじくれ根生を改め人の言事を聞 徳太郎

柔弱を改めみんなの言事を聞 三蔵

人々の言事を聞て子供等の世話をする 重蔵

男児の場合には、殊更に先祖や親など年長者への崇敬を強調しているように見える。男児には、男らしい落着きと責

任、遅しさを求めていると言えよう。そこではそれ／＼男女の性向に適した養育法がとられ、それは又、分相應の教えにも適るものであった。

男児に対しては、所謂子供組を組織して、子供大会を實行していたことが天保十二年『子供大会日記』からも断片的ながら窺い知れる。それに依れば、子供組は七才から十五才までの元服前の男児によって構成され、世話役となる大頭、小頭の他に小方と呼ばれる子供たちから成っている。それは頭の名前を冠した清太郎組、五助組、金之助組などの小グループごとに編成され、集会のたびに組かえが行われた。すなわち、ここでは頭のボス化、集団の閉鎖化を廢することに考慮が払われていたようである。それは換子養育と同様に、すべての子供たちが等しく協力和合しえるような組織といえよう。子供組は、主として男児の心身鍛錬による道徳的な生活指導を目標としたようである。そして、子供大会の設置も、大人たちの集會に比するものであり、また或る程度子供たちの自主性を尊重していたことを示すものである。

幽学自身もつねに子供たちとの交わりの機会をもち、毎月一回、聖賢や英雄の物語を話し聞かせ、種々の錦絵によって彼らの道徳的興味をさそった。子供たちは競って善行、孝行を行ない、それを幽学や村の指導者たちは、褒詞や景物を授けて賞讃した。

幽学の仕法には、子供たちに限らず、一種の撫育主義が見られ、その身分に応じて景物を授け、その善行を表彰している。『全集』の中に『景物集』として収められているものの他、種々の日記類には、道友たちの善行、孝行に対する表彰と景物の授与の事蹟が多数見出せる。別表の通り『景物集』は、安政三年十一月のもので、授けた景物には、大景物、中景物、平景物の三種を設け、身分に応じて和歌、俳句を贈り、或は墨筆、針箱、かんざしなどの品物、そして金子をも贈って、その善行、孝行を賞している。又その中には「育ち遅く、未だ背至て少く力も少し」との註書があるものも見られ、それ／＼の体力相應を考慮し、さらにそれ以上の働きをした者を表彰している。

『景物集』より作成(安政三年十一月)

村名	名	年令	表	彰	理	由	景物		
諸徳寺	すみ	一三	生質実直、母への孝行、一日稲三〇〇束と	針箱	諸徳寺	きわ	一三	一日稲四八〇束とく、親、夫に能仕	かんざし
荒海	つね		一日稲三〇〇束とく	かんざし	荒海	すみ	一三	生質直、母に能仕、一日稲二〇〇束とく	針箱
米込	孝三郎	一三	米四斗五升搗き	墨一挺	諸徳寺	つね		一日稲三〇〇束とく	かんざし
長部	治郎左工門	八	米二斗搗き	景物	米込	彦三郎	一三	手習能し、田五畝耕す、米一俵搗く	墨一挺
諸徳寺	きわ		稲四八〇束とく	墨一挺	諸徳寺	彦三郎	一三	志諸行に勝る	景物
米込	栄三郎		田五畝耕す、米一俵搗く、手習能す	景物	長部	つや	八	米六升搗く	かんざし
長部	彦三郎	一三	米一俵搗く、手習能す	筆二本	長部	いと	一三	米四斗二升搗く	針箱
米込	吉三郎	一三	米四斗二升搗く	筆二本	長部	忠三郎	九	米二斗二升搗く、米三斗搗く	上筆二本
長部	忠三郎	九	米二斗二升搗く	針箱	長部	忠三郎	九	米二斗二升搗く、米三斗搗く	墨一挺
米込	いと	一三	米四斗二升搗く	針箱	長部	治三郎	八	米二斗搗く、米二斗九升搗く	筆二本
諸徳寺	文三郎	一〇	米三斗搗く、手習能す	墨一挺	長部	吉三郎	一三	米四斗二升搗く	筆二本
長部	ゆき		繩ない、米二俵搗く	墨一挺	長部	たき	一三	米二俵搗く、米三俵と一斗六升搗く(太左エ門家)	かんざし一本
米込	治三郎	八	米二斗四升搗く	墨一挺	長部	とく		米二俵と三斗搗く(治良助妻)	かんざし一本
米込	わき		米三俵搗く	墨一挺	長部	はる		繩ない、米二俵搗く(源兵工嫁)	かんざし
米込	つや	八	米六升搗く	かんざし一本	長部	せき		丹精良し	かんざし
長部	団次	一四	父母、兄へ能仕へ、田六畝耕す	かんざし一本	長部	すみ		丹精のもの多き	上筆二本づゝ
米込	源三郎	一〇	米二斗一升搗く		長部	ゆき		米四斗四升搗く	かんざし
米込	いさ	一二	米四斗四升搗く		長部	まき		米二俵搗く	かんざし
米込	忠三郎	九	米三斗搗く		長部	文三郎	一〇	米三斗搗く	墨一挺
米込	とく		米三俵と一斗六升搗く(太三郎妻)		長部	とみ	一三	米五斗搗く	かんざし
米込	まき		米二俵搗く		長部				

この他、特に子供たちには「褒美泊り」と称する慣行があり、善行あった子供を道友の推撰によって、幽学の居宅に招いて寝食をとることがあった。この慣行によって選ばれた子供たちは、それを大きな名誉とし、楽しみとして、さらに善行を重ねたという。

子供仕込の成果に関する史料は、以上の断片的なものからも明らかのように、先祖株に纏わる子孫永続を殊更に道德面、生活倫理のうゑで強調したものとなっている。即ち、当時潰れ家の再興も、究極において村請制をとる年貢負担の充足のためであり、その意味ではいわゆる自作農家の確保を意図したものに他ならない。個々の家の復興は「家産」の恢復となり、それは一代に限るものでなく、代々世襲されるべき性質をもつ。

これまで見たように、相続講の形をとる先祖株は、換子養育まで徹底化することで、次代の担い手を育成し、確保することを目指した。子孫永続は、それ自体個々の家の家産を保持するだけでなく、村落内の自作農経営の確立にも継がろう。そして幽学が子供養育の中で目標としたものは一体何であろうか。男女の別に拘わらず、子供仕込ではつねに「一人前」になることが最も強調されており、期待されることであった。男女七才にして帯締る慣習に着目した幽学は、天保八年にすでに『紐解悦儀法則』（全書所収）と称する心得をとり決め、やはり先祖、親兄弟、道友たちへの道理を説いている。そこで「男は十五才（女は十三才）と成る迄に何に付ても一人前に成る志を可定置事」として、一人前の大人、即ち一人前の農民への成長を強調している。この点は『子供仕込心得』の条項にも「男十五才、女十三才迄には、生涯の恥なれば、能く心懸けさす可し」と見られる。先祖株との関連で、子孫永続を担う一人前の農民を養成することは、幽学ばかりでなく、道友たちにも大きな関心があったことは、疲弊困窮した村柄を思えば当然のことであった。

幽学は子供養育の中で、この一人前の観念を如何なる条件で用いたのであるうか。五人組帳でも度々強調されたように、幕藩体制下の経済秩序における貢租負担は、すべて家々の連帯責任であり、主として村内の本百姓の家々がその分担の任

に当たっていた。彼らは支配者の側からも、行政的に公認された家としての存在であり、村内にあつては“一軒前”として自他ともに認められる存在である。即ち、一軒前の家は、公に対する年貢負担を分担する義務をもち、又その有資格者となる。それは明らかに自作農民の養成とその確保に他ならない。

特定の産物もなく、小規模な零細農業を経営基本とする村落において、貢納の義務負担は、飢饉などにさいして過重であることは言うまでもないが、またそれ自体その有資格者として、村内での有位を保障される。それは村内の種々の共同生活と秩序維持の上でも大きな意味をもつ。そして一軒前になることは、それだけ村内の共同労働、行事、祭祀へ参加するに十分な能力を有していることを示すといえる。

幽学が子供養育の中で説く一人前は、子孫永続を念頭においている限り、やはり一軒前を支える構成単位と考えられよう。即ち、家ぐるみⅡ村ぐるみの子孫永続は、潰れ家を再興して、それを維持することで、村内に少しでも多くの一軒前の農家を築くことを当面の目的とした。農民として一人前になることは、一軒前と同様の觀念に裏付けられるのである。それは村内の共同体的な秩序に正員として迎えらるることであり、そのまゝ村内和合に結びつくものと考えられた。

長部村でも毎年一月十五日には元服式が挙行され、十五才を迎えた成人男子を祝うが、それはむしろ一人前の農民としての成長を村ぐるみで祝うものである。そこでは形だけの一人前ではなく、十分に農業労働に参加し、それに耐えうる農民であることが必須であった。何故なら、幽学は先祖株の指導監督と、ともに、実際の農業技術の指導も実行し、先見の『年中仕事割』に見られるような、計画的な農事作業を提唱しているからである。子供仕込において、殊更に一人前を強調するのも、この計画農業と不可分のものと思われる。

諸徳寺村、菅谷家に伝わる『年中仕事割』は、天保九年の記載があり、農事作業の計画化はかなり早い。また長部村、遠藤家には、天保十二年の『仕事割控』が見られ、さらに嘉永五年（弘化元年）の記載になる『年中仕事割并日記控』が

同種のものとして見出せる。それらは根本において、水田稲作による集約的な農業生産に対して、労働力の合理的な配分を意図するものである。貧弱な農業技術による農業生産は、その時々々の自然現象になお多くを依存することになり、農事作業は必然的につねに適切な時機を選ぶ必要があった。『年中仕事割并日記控』（遠藤家所蔵）の前文では「一ト足おそけれハ今年中の違ひと成り損多し」として、年間の農事作業を計画化することについて次のように述べる。

先百姓ハ何程仕事上手ても夫より上手有りて限り無し依之能帳面ニ一年中之配りをして其上毎日くをよく相談して朝仕事夕仕事迄前日ニ定置べし

年間の仕事割は、道友相談の上で決定され、毎日の仕事は前日にその家各の主人了簡によって決められる。と同時に、耕作規模に見合った労働力の配分が作業別に見積られた。即ち、潰れ家を再興するためには、労働力の確保と、その合理的な配分も考慮されなければならない。幽学の教える一人前の観念は、実際の農事作業を担う労働力そのものであり、計画的な農業生産にはそれが必須条件となろう。

遠藤家の仕事割は、この点を明確に語るものである。当時の遠藤家の耕作規模は、水田一町八反七畝、畑七反六畝、計二町六反三畝の田畑をもち、他に八反歩の採草地を持つ。さらにそこには家内人数が明記され、父親、母親、本蔵（後の良左エ門）貞助、与三郎、政吉、えつ、きよ、つね、こう、の総勢十名が連記され、また「右人数内、働人五人」の記載が見られる。この五人は具体的に誰れを指すか不明であるが、おそらく父親・本蔵・貞助・与三郎・政吉の男五人であろう。ここで「働人」とするのは、いわば可動労働人口を意味するものと解され、実際の生産に十分参加しうる人間を指すものと考えられる。即ち、彼らはいずれも一人前の農民に他ならない。そして、事前に年間の農作業を計画化するには、つねに一定の労働力を確保する必要がある。と同時に、それが道友たちによる共同作業の形態をとる以上、その労働力は或る程度均質でなければならない。その意味でも、一人前の観念は村落における労働量の基準ともいえよう。

仕事割では女を労働力として含めていないようである。仕事量は、その家の労働人数によって相応に決定され、一人前の耕作規模は、大よそ田三反歩、畑二反歩を基準にしている。また反当労力は田一反歩二十五人手間、畑一反歩三十五人手間を標準にした。これに依って、一人前の農民の年間労働日数とその他行事日数が見積られる。即ち、田三反歩七十五人手間で七十五日、畑二反歩七十五人手間となり、旧暦一年間の日数三百六十日のうち、一人分の田畑耕作に要する日数は百四十五日となる。それに山仕事約十五日、その他家仕事として縄ない、俵あみ、米搗き、麦搗き等々が六十日ある。また冠婚葬祭、出産、病気などに約五十日、そして性学講義として五十日が確保され、残り四十日が休業日に当てられている。

遠藤家の場合は「丑年中、凡そ手間附」として細かく記され、先の働人五名を以て農作業別の労働見積が計画的に記入されている。その例をいくつか上げれば、

苗代拵	五人にて三日	拾五人手間
種蒔	五人にて二日	拾人手間
二番耕	耆人にて四畝づゝ	四拾七人手間
田植	五人にて十七日	八拾五人手間
おきごひ	五人にて五日	廿五人手間

この様な作業ごとの見積りの末尾に「手間々 八百拾八人 是を五人に割、耆人分百六拾三人六歩」などの記載があり一人前の労働力が農事作業の遂行のうへで、如何に重要であるかを教えている。幽学はこの地方が干鰯の生産地である九十九里浜に近いにも拘らず、金肥の利用を禁じており、それだけに農業生産は、生産手段としての労働力そのものに、より多く依存しなければならなかった。それ故に、道友である農民ひとり一人の労働力こそが明らかに先祖株を実質におい

て支えるものとなった。

先祖株を通じて道友たちによる共同耕作、共同経営が実効を上げれば、それだけ互に労働力を提供し、共同する機会が多い。ここでは労働力の均質であることが望ましいだけでなく、精神的、道徳的にも村落構成者としても一人前であることが要求される。そこに一人前たることの質と量が問われよう。

この様に、先祖株は潰れ家の再興を主眼としながら、その存続維持のために、一人前の養成に力を注ぎ、換子養育まで徹底した子供養育を実現したといえる。子供仕込心得として「必々毎夜々々翌日の仕事割の相談をなし、子供をして常に是を見聞かしむ可き事」(子供仕込心得の掟)を強調するのも、いわば労働力予備軍として子供たちを評価する故であろう。この様に見てくると、子孫永続を希う子供養育の諸相は、先祖株を道徳的に補完しながら、現実には個々の家々の「家産」を確保することであり、それらの再生産構造そのものの維持に継がるものと言えよう。そこでは何らかの形で子供までを生産過程に含め、彼らを労働力として相応に評価することによって、家と、もに、その構成者である家族員の生活をも保障していこうとする。

しかし、これらの仕法の実現には、すでに述べたように、幽学を村内に招聘した村役人層の存在を背景にしたといえる。彼らは形の上で、経済的に村請制をとる封建的な支配権力の末端に位置づけられる。と同時に、その二重の性格は、場合によって、村内に向かって良き指導者としての側面をもつ。それは土着的な在地の村役人層の一般的な特徴でもあろう。

先祖株の成果は、嘉永元年二月、領主清水家役所も評価するところとなり、長部村名主、組頭、百姓代、小前一同に至るまで表彰されている。そして嘉永四年四月、幽学を陥れた所謂「牛渡村一件」の勃発まで、別表のごとく先祖株は経済的に着実な発展を遂げていた。この時まで、幽学を招聘しての村柄立直しは、経済的にばかりでなく、農民の生活思想そのものとしても大きな実効を上げていたのである。それはいわばひとつの経済倫理を思想的に建直すことであり、逆にそ

れだけ当時の農村の経済的行為そのものが閉塞状況にあったことを示していよう。

おわりに

幽学の忠実な理解者であった長部村名主・遠藤良左エ門の女房えつは、換子養育の教えに対して「亭主にさまざま怒られけるが、自分の生んだ子と人の生んだ子と同じにはなられまひと思ふ」(記念館蔵「えつ女の記」)と嘆き悲しんだという。そこまで徹底した子供仕込は、先祖株による経済復興を支える生活思想そのものである。

清水家を代表格に、長部村の領主支配は形式の上で三給からなる相給形態をとり、弘化二年当時、清水家を除く領地はすでに「無民家」(「千葉県香取郡誌」)となっていた。相給による村落支配は、各々の領地が細かく複雑に入組み、錯綜することによって、領主支配の弱体化、困難性をともなう。それは長部村に限らず、近隣村落はもとより、関東農村一般に見られる著しい特徴である。文化二年の関東取締出役及び文化十年の組合村の設置も、この様な領主支配の弱体性に苦慮した幕府が自ら統一的な支配を実現しようと思案したものと考えられよう。

野村兼太郎の指摘によれば、村落支配が手薄になり、弛緩すればする程、御触などの法令は乱発され、五人組前書の諸条項に見る規定は農民の生活の細部にわたるものとなってくるといふ。そして確かに、それらの法令や条項は、少くとも村役人たちの遵守すべきものであった。幽学や名主たちは、度々五人組前書について触れ、領主の支配を強く意識している。しかし現実にはその点どれ程守られていたのだろうか。

幽学を自殺に迫やる直接のキッカケとなった牛渡村一件に関連して、関東取締出役は隣村鏑木村の豪農平山忠兵エを呼出し、幽学の教導筋などの尋問を実行している。その尋問中に次のような興味ある義論が役人たちの間でかわされている。

関：御高札二教ハ有二別別に教を立る杯とハいらざる事だ、吉岡：高札に教が有てもくんどくして聞かせる者がなくて中々知れる事ではない此方共のかく廻村する御改革のケ条を惣代勤る名主すら皆々おぼひて居るハ吾人もないでハござらぬか、関：五人組前書に教ハ尽して御座る。吉岡：何程五人組前書に教ハ有ても読聞する名主ハ吾人も御座るまい（平山家所蔵・古城村誌所収）

関東農村を広範圍に、しかも自由に廻村できた関東取締を嘆息させる程に、当時の農村の支配統治は弛緩していたようである。必然的にその支配の末端に位置する名主たちは、上からの支配には相対的に何程か自由であったのではなからうか。しかし、村落の代表者としての名主の地位は、たとえ支配から自由でありえても、形式の上でなお村内へは指導者（時には支配者）としての意味をもつ。そこに自らの創意工夫による農民指導もありえ、事実それが可能であった。村内に多くの潰れ家滅亡を抱え、村全体が疲弊困窮に瀕すれば、地味が悪く生産力の低い小規模な農村では一般の農民ばかりでなく、名主たち自らも潰れの危険を伴う。そして、個々の家では、なお充足しえない生産力も、互に共同関係を結ぶことによって、潰れを逸れえるだけでなく、生産は安定に向い、場合によっては更により多くの生産を確保しえる。潰れ家を再興し、村内農民の自力更生を指導することは、実は自らの生活を保障することでもありその確保でもある。その意味からすれば、幽学の教導する先祖株は、あらゆる面で五人組に共通する性格をもち、また村の疲弊を憂える名主たちの要請にも何程か応えるものであった。

「夫人間と生れてハ、まつ孝行の道を知れ」と教える幕府の『孝行和讃』（天保十二年遠藤家所蔵）は、長部村へも廻付されており、五人組前書と同様に庶民道徳を説いている。しかし、それも「廻村序厚教諭致改心帰農及候様取斗可遣」とを唱っており、荒廃した農村を離れ、遊民化した農民への帰農を道徳的に諭すものにすぎない。

先祖株を道徳的に補填する子供養育の仕法も、これらの脈絡のうちに理解されよう。幕末期、疲弊荒廃した農村の復興

は、すでに経済的な恢復のみによるのではなく、生活そのものの恢復でなければならぬ。それは農村荒廢の極限状況を示すだけでなく、農民たちの新しい胎動に他ならない。そして又そのことは農民への政治的、思想的あるいは文化的な解明の必要性を語るものではなからうか。

幽学を招聘した長部村など性学諸村と、もに、この頃隣村松沢村には平田国学に深く関わり、自ら著述をもつ宮負定雄がおり、更に鏑木村には好学の豪農平山忠兵エがいた。これらは単に偶然の思想状況を形成したとは思われない。いずれも表現こそ違え、そこには村落を代表する指導者としての苦慮が見られる。それは経済的な閉塞を打破しようとする行為として、同時に極めて思想的文化的な展開を見せている。そして地味が悪く、必然的に生産力も低く、それを補う何ら特定の手段をもたない小さな偏狭の村々は、名主たち村役人層を媒介に、生産を基本にして知的に結びつきながら、そこに一種の思想的文化的な「地域」を形成しているかに見える。幕末期に至って、幕府の農民支配は、すでに経済的にも政治的にも弱体化しており、もはやこれらの偏狭の諸領域にまで容易に貫徹しえない。その場合、支配は先ずその合理的な経済支配の体制を失い、いきおい非合理的で、倫理的道德的なものに訴える形で政治的な実行に移されていく。五人組帳前書など諸法令に見る庶民生活への道德的抑制はまさにその表現であろう。その意味で、大消費都市Ⅱ江戸を中核とする関東周辺村落は、幕末に至って経済的にばかりでなく、新たな思想的状況を形成しつつあったといえまいか。それは又、そのまゝ名主を代表とする村落指導者たちの知的状況を何程か語るものとなるらう。

小論の執筆には、長部・遠藤良太郎、諸徳寺・菅谷豊三両氏はじめ八石性理学教会の皆さまに大変お世話になり、多くの有益なご教示をいただきました。ありがとうございます。またこの調査の機会を与えて下さった中井信彦氏へ心から謝意を表します。